

して、欽差を護送せしむ。

又、冊封謝恩の事の為にす。

業に法司王舅馬宣哲・紫金大夫鄭秉哲等を遣わし、表章・礼物を齎捧し、官伴を率領して、進貢の頭号船隻に附駕して、天使の閩に入るに恭随し、京に赴きて天恩に叩謝せしめんとす。

又、進貢の事の為にす。

業に耳目官向全才・正議大夫阮超群等を遣わし、表文・方物を恭齎し、例に循いて官伴・水梢を帶領し、二号貢船に坐駕して閩に入り、京に赴きて聖禧を叩祝せんとす。乾隆二十一年十月十二日に業経に貴司に移咨す、等の因、案に在り。

但だ所有の原船三隻は、該護送の都通事梁増・都通事蔡光祖・存留通事毛景成等坐駕して、乾隆二十二年の夏汛必ず応に還棹すべきも、奈んせん、夏を経て冬に届るも、未だ帰るを見る有らず。此れが為に旧年十一月初九日、貴司に移咨して奉瀆す、等の因も亦た案に在り。

該蔡光祖等の坐駕せる其の二号貢船は、今年正月初一日帰国し、其の頭号貢船は、旧年九月初六日、洋嶼太平港地方に在りて、意わざりき、水浅くして攔裂す。該梁増・毛景成等は天使の駕回せる船隻に換駕し、今年三月初八日帰国せり。

又、乾隆二十二年業に都通事鄭允迪等を遣わし、海船一隻に坐

駕し、官伴・水梢を率領し、皇上の勅書・欽賞の物件、及び京より回る謝恩使の法司王舅馬宣哲・紫金大夫鄭秉哲等を恭接す。又、都通事阮超叙を遣わし、海船一隻に坐駕し、官伴・水梢を率領し、皇上の勅書・欽賞の物件、及び京より回る貢使耳目官向全才・正議大夫阮超群等を恭接す。業に去年十一月初九日に貴司に移咨す、等の因、案に在り。

該鄭允迪の坐する所の原船一隻は、今年九月二十三日回国す。阮超叙等の坐する所の原船一隻は、十一月十二日帰国す。理として合に移咨すべし。此れが為に備さに貴司に咨す。煩為わくは察照して施行せんことを。須らく咨に至るべき者なり。

右、福建等処承宣布政使司に咨す

乾隆二十三年十一月二十五日

注(一) 貴司に移咨 この探問の咨は〔四〇一〇〕である。

2-42-20

国王尚穆の、進貢のため耳目官毛世俊等を遣わすむねの符文

(乾隆二十三《一七五八》、十、十一)

琉球国中山王尚(穆)、進貢の事の為にす。

切照するに、本国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次す。茲に乾隆二十三年の貢期に当たり、特に耳目官毛世

俊・正議大夫鄭士綽・都通事魏猷芝等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に坐駕し、官伴・水梢を率領し、常貢の煎熟硫黄一万二千六百觔・紅銅三千觔・煉熟白剛錫一千觔を装運するの外、旨を奉じて入監読書するの官生梁允治等四員、跟伴四名を率領し、更に貢する所の囲屏紙三千張・細嫩蕉布五十疋等の物を装載して、前みて福建等処承宣布政使司に至りて投納し、起送して京に赴きて、聖禧を叩祝せんとす。但だ差去せる員役は、並えて文憑無ければ、誠に各処の官軍の阻留するを恐る。此れが為に理として合に符文を給発し、以て通行するに便ならしむべし。

今、王府、礼字第七十六号の半印勘合の符文を給し、都通事魏猷芝等に付して収執して前去せしむ。如し経過の関津及び沿海の巡哨の官軍の験実に遇えば、即便に放行して、留難して遅慢して便ならざるを得る母かれ。須らく符文に至るべき者なり。

計開、京に赴く

正使耳目官一員	毛世俊	人伴一十二名
副使正議大夫一員	鄭士綽	人伴一十二名
都通事一員	魏猷芝	人伴七名
在船都通事二員	鄭 謨 魏開業	人伴八名
在船使者四員	向永蒼 葉嘉慶	人伴一十六名
存留通事一員	林邦哲	人伴六名
在船通事一員	毛景昌 ⁽⁴⁾	人伴四名
官生四人	梁允治 鄭孝徳	人伴四名
	蔡世昌 金 型	

管船夥長・直庫四名 鄭永伝 和承烈
毛朝祐 島永烈
水梢共に一百一十九名

右の符文は、都通事魏猷芝等に付し、此れを准ず
乾隆二十三年十月十一日 給す

注(1) 毛允義 『宝案』では他に乾隆三十一年の在船使者として名が見える。

(2) 吳永隆 崎山親雲上(蔡懿の譜、『家譜(二)』二二六頁)。「宝案」では他に乾隆二十八年の在船使者として名が見える。

(3) 林邦哲 『宝案』では他に乾隆三十四年の都通事として名が見える。

(4) 毛景昌 『宝案』では他に乾隆三十一年の在船都通事、三十一年の朝京都通事として名が見える。

2-42-21

国王尚穆の、進貢のため耳目官毛世俊等を遣わすむねの執照(頭号船)(乾隆二十三《一七五八》、十、十一)

琉球国中山王尚(穆)、進貢の事の為にす。

照得するに、敝国は世々天朝の洪恩に沐し、貢典に遵依して二年一次を欽遵せしこと、案に在り。

茲に乾隆二十三年の貢期に当たり、特に耳目官毛世俊・正議大夫鄭士綽・都通事魏猷芝等を遣わし、表咨を齎捧し、海船二隻に